

防整技第 7 1 7 5 号
2 8 . 3 . 3 1
一部改正 防整技第 2 6 0 1 号
2 9 . 3 . 3

大臣官房長
地方協力局長
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

整備計画局長
(公印省略)

建設工事における積算基準について（通知）

標記について、防衛省が実施する建設工事（工事の実施細目について（防整技第 7 1 6 7 号。2 8 . 3 . 3 1）第 2 第 1 号に規定する建設工事をいう。）のうち、建築工事、電気設備工事及び機械設備工事については、官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議の決定に基づく統一基準により実施するものとし、土木工事については、別紙第 1 に定める「土木工事積算基準」、通信工事については、別紙第 2 に定める「通信工事積算基準」及び総合工事については、別紙第 3 に定める「総合工事積算基準」により実施されたい。

なお、本通知は、平成 2 8 年 4 月 1 日以降の入札公告から適用することとし、この通知に定めるもののほか、この通知の実施に関し必要な事項は、整備計画局施設技術管理官が定めるものとする。

添付書類：別紙第 1 ～別紙第 3

配布区分：施設計画課長、施設整備官、提供施設計画官